

カラスよけネットの貸与について



ごみ集積所のカラス被害対策として、カラスよけネットを貸与しています。

貸与の対象・貸与方法

三芳町が設置許可をしている集積所が対象になります。事業所は対象外です。貸与については、役場本庁舎2階環境課環境対策係窓口にて貸与しています。

※貸与は、集積所につき1枚となります。

ネットの寸法 縦2m×横3m（端に鉛入り）

利用上の注意事項

- 申請は、ごみ集積所の利用者の代表者が行ってください。
- ネットは歩行者及び車両等の通行に支障を来さない方法により使用してください。
- ネットの取扱いには細心の注意を払ってください。
- 万一、ネットを破損させたときは、申請者自らの負担において補修していただきます。
- ネットは、ごみ収集後、速やかに片付け、保管中は、紛失、盗難、破損等のないように努めてください。
- ネットをからす等によるごみの散乱防止の目的以外に使用したり、第三者に対し、譲渡、転貸等をしないでください。
- 注意事項が守られていない場合は、ネットを返還していただくことがあります。
- ネットが不要になった時、紛失した時は速やかに町に届け出てください。
- ネットの使用等に起因して生じた事故及び損害については、町は一切の責任を負いません。



お問い合わせ

三芳町環境課 環境対策係

電話 049-258-0019（内線216・217）

メール kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp

カラスにごみを荒らされない対策

カラスは雑食性の鳥といわれています。カラスは動物・植物を問わず幅広い食性を持っています。そんな雑食性のカラスにとって、私たちの出す生ごみは栄養価の高い食料となります。

カラスは大変早起きで、活動は日の出の30分前から始まります。そのため、ごみ収集日や時間を守らずごみを出すと、カラスの格好のえさになってしまいます。一人ひとりがごみの出し方のルールを守る事が、カラス対策では重要になります。



ごみは決められた収集日・時間に出しましょう。

ごみが集積所に置かれている時間が長いほど、カラスによる散乱を受けやすくなります。必ず、収集日の朝にごみをだしてください。

生ごみが見えないようにしましょう。

カラスは、嗅覚はあまり発達していませんが、ごみの中から目でエサを見分けるなど、視覚は非常に発達しています。生ごみの水分をしっかりと切り、新聞紙等で包み、生ごみが入っているのが見えないようにごみ袋に入れる事が効果的です。

カラスよけネットを利用しましょう。



ネットに包み込むように入れる

ネットを正しく使用すれば効果があります。しかし、正しく使用されていないと効果が十分に得られませんので、次のことに注意してください。

- ・ごみ袋をネットの中にしっかり入れ、ネットで包み込むようにしてください。隙間が空いていると、カラスがごみを引き出してしまいます。
- ・ネットの周りに鎖などの重りをつけてください。



お問い合わせ

三芳町環境課 環境対策係

電話 049-258-0019 (内線 216・217)

メール kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp